

令和4年五所川原市教育委員会第3回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和4年五所川原市教育委員会第3回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第6号	令和4年3月24日	臨時代理の承認を求めることについて（令和4年度五所川原市一般会計予算（教育予算））	令和4年3月24日	原案可決
議案第7号	令和4年3月24日	令和4年度五所川原市の教育の目標と取組について	令和4年3月24日	原案可決
議案第8号	令和4年3月24日	工事の計画について	令和4年3月24日	原案可決
議案第9号	令和4年3月24日	五所川原市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について	令和4年3月24日	原案可決
議案第10号	令和4年3月24日	五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について	令和4年3月24日	原案可決
議案第11号	令和4年3月24日	五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について	令和4年3月24日	原案可決
議案第12号	令和4年3月24日	五所川原市文化財保護審議会委員の委嘱について	令和4年3月24日	原案可決
議案第13号	令和4年3月24日	五所川原市教育委員会職員の人事について（追加議案）	令和4年3月24日	原案可決

令和4年五所川原市教育委員会第3回定例会会議録

日時：令和4年3月24日（木） 午後1時30分開会

場所：五所川原市本庁舎 3階 委員会室

◎議事日程

開会

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 前回会議録の承認（令和4年第2回定例会）
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 議案第6号 臨時代理の承認を求めることについて（令和4年度五所川原市一般会計予算（教育予算））
- 第 6 議案第7号 令和4年度五所川原市の教育の目標と取組について
- 第 7 議案第8号 工事の計画について
- 第 8 議案第9号 五所川原市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
- 第 9 議案第10号 五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 第10 議案第11号 五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について
- 第11 議案第12号 五所川原市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第12 議案第13号 五所川原市教育委員会職員の人事について（追加議案）

閉会

◎出席教育長及び委員（4名）

教育長	原	真	紀	
1番	丁子谷		悟	委員
2番	木村	吉	幸	委員
4番	楠美	恭	寛	委員

◎欠席した委員（1名）

3番	奈良	陽子	委員
----	----	----	----

◎説明のため出席した職員（7名）

	教育部長	夏	坂	泰	寛
教育総務課	課長	永	山	大	介
社会教育課	課長	大	沢	丈	徳
学校教育課	課長	三	和	明	久
学校給食センター	所長	葛	西		一
図書館	館長	佐	藤		悟
学校教育課	課長補佐	村	元	宏	禎

◎職務のため出席した職員（1名）

教育総務課	課長補佐	工	藤	大
-------	------	---	---	---

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が3名、定足数に達しております。これより令和4年五所川原市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。1番 丁子谷委員、4番 楠美委員をお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。会期は本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和4年第2回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認について、御異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、前回会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長の報告をいたします。

私から2点ございます。

第1点目は、2月25日に開会し、3月14日に閉会しました市議会令和4年第2回定例会について報告します。今回は会派代表質問と一般質問を通告した8名のうち、4名の議員から教育委員会への質問がありました。

会派代表質問では、木村慶憲議員から「いじめ防止のための具体的な取組内容及び今後のいじめ対策の進め方」について、伊藤永慈議員から「いじめ相談室設置に関しての事業概要と人員配置について」質問がありました。

一般質問では、桑田哲明議員から、教育全般についてということで「当市における教員不足の現状」、「プログラミング教育の取組状況」、「青森県学習状況調査に係る当市の課題及び対策について」、「津軽三味線継承について」、「地域の文化・伝統芸能への助成について」、「いじめの件数及び相談内容と子どもいじめ相談室の役割について」等の質問がありました。

黒沼剛議員からは、「高齢者スポーツの主な実施場所、中でもグラウンドゴルフの活動場所及び北斗グラウンドで活動した場合の用具保管場所について」等の質問がありました。

藤森真悦議員からは、「冬場の運動不足解消のためのつがる克雪ドームの利活用について」の質問がありました。

山田善治議員からは「子どもいじめ相談室の概要について」と「小・中学校における道徳の実施状況について」の質問がありました。

また、予算特別委員会においては、主なものとして「ゴミの分別に係る啓発活動の関連で、学校教育におけるゴミ分別に係る学習内容について」、「外国青年招致事業におけるALTの採用方法とそのプロセスについて、さらには一般財団法人自治体国際化協会負担金の内容について」、「歴史探訪ノルディックウォークのコースについて」、「走れメロスマラソンを廃止した経緯等について」、「嘉瀬スキー場整備事業について」等の質問がありました。会派代表質問、一般質問及び予算特別委員会での質問と答弁内容については、資料を配布しておりますので後ほど御覧ください。

第2点目は、今年度の高齢者大学についての報告です。今年度の高齢者大学は、三地区とも予定どおりの日程で開講しましたが、新型コロナウイルス感染症の関係で、3地区とも9月の講座は中止を余儀なくされました。それ以降の講座は、市浦地区の寿大学、金木地区のひばの樹大学は予定どおり1月の最終講座まで開催できております。しかし五所川原地区については2月の第10回学習会を3月に延期して開催予定でしたが、感染状況が改善されなかったため、やむなく中止といたしました。

各地区の受講者数等については、市浦地区の寿大学は受講者70名でスタートし、5月26日の開講及び第1回講座から11月17日の第7回講座及び祝う会で、今年度修了してしております。金木地区のひばの樹大学は総勢52名で、6月11日の第1回講座から1月14日の第6回講座及び閉講式で修了してしております。五所川原地区の北辰大学は聴講生等も含め158名で、5月19日の第1回講座「ビッグデータで健康の未来を予測する！」から始まりましたが、9月の第5回講座および第10回のクラブ活動発表会は、新型コロナウイルス感染拡大を受け中止となったため8回の開催となりました。最後に昨日ですが、3月23日に閉講式を開催しました。来年度については、感染症対策に十分留意しながら、予定どおり開催する方向で、現時点では考えております。

私からの報告は以上です。

◎付議案件

○教育長

次に日程第5、議案第6号「臨時代理の承認を求めることについて（令和4年度五所川原市一般会計予算（教育予算）」）、日程第6、議案第7号「令和4年度五所川原市の教育の目標と取組について」、及び日程第7、議案第8号「工事の計画について」は来年度の予算とそれに伴う事業内容に関わる案件となりますので一括議題といたします。

本件について、担当より説明願います。

○教育総務課長

○学校教育課長

○社会教育課長

○学校給食センター所長

○図書館長

議案第6号「臨時代理の承認を求めることについて（令和4年度五所川原市一般会計予算（教育予算）」）、議案第7号「令和4年度五所川原市の教育の目標と取組について」、及び議案第8号「工事の計画について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○楠美委員

議案第7号別冊24ページの事業番号17の説明でタブレット端末用プリンタの整備とありますが、これは1教室に1台になりますか。

○教育総務課長

こちらは、学校あたり1台を考えております。タブレット端末からの印刷になりますのでもちろん無線で印刷できるもので、設置場所は学校にお任せしたいと考えております。

○楠美委員

教室で印刷できるわけではなく、設置した場所にいて印刷するということですね。

それでは続いて、40ページの事業番号41の嘉瀬スキー場の改修について、リフト小屋の整備とは建て直しするということ
でよろしいでしょうか。

○社会教育課長

現在の小屋は基礎がない状態でしたので、新しい小屋はほぼ同じサイズで基礎を高くして建て直す計画です。

○楠美委員

また嘉瀬スキー場についてですが、市農林水産課で管轄しているグリーンバイオ村に圧雪機があるという情報がありましたの
で、可能であれば是非使わせてもらえるよう交渉して欲しいと思いますのでよろしくお願いします。

○教育長

これについては今すぐの回答は必要ないということですのでよろしいですね。

ほかにございませつか。

○丁子谷委員

同じく40ページの事業番号41で金木運動公園のテニスコートも改修するようですが、野球場には手をつけないのですか。

○社会教育課長

計画的な保全による施設の長寿命化を図ることを目的として策定している個別施設計画でも、野球場の改修についてはまだ先
の予定となっております。

テニスコートについては、コートがひび割れしていることから計画を前倒しして改修することとしております。

○丁子谷委員

特に野球にこだわる訳ではないけれども、市営球場でも金木球場でも、今すぐ全面改修することは難しいと思いますので、計
画は作っておくべきかと思ひますので検討をお願いします。

それと、42ページの事業番号44の中央公民館の貸館業務の委託開始による職員配置についてですが、全員委託先の体育協
会の職員になるのでしょうか。

○社会教育課長

体育協会の職員が3名、社会教育課社会教育係から常勤の専任員1名の4名体制となります。

○丁子谷委員

そういった場合、どちらが責任を持つことになるのでしょうか。

○社会教育課長

指定管理ではなく貸館業務のみの委託ですので、中央公民館長すなわち社会教育課長となります。

○丁子谷委員

貸館業務についての利用に係る審査等もあると思いますので、特定の団体に配慮しすぎないように気をつけて欲しいと思います。

○教育長

ほかにございませんか。

○木村委員

金木運動公園のテニスコートはひび割れがあっても現在使用しているということですが、利用者はいるのでしょうか。

○社会教育課長

平日の日中は余り利用者がいないのが現状で、テニスクラブ等の夜間の利用や中学生等の休日の利用が主になります。

何年前に1面だけ応急処置しており、ほかの2面はひび割れがひどい状態となっております。

○木村委員

現状は段差がひどく、イレギュラーが多いと聞いておりますので、利用者がいるのかなと思い聞いてみました。

先ほどの丁子谷委員からの質問の補足のようになりますが、市営球場は高校野球の予選会場としては利用できないということですが、金木球場を整備すればできるようになるのでしょうか。

○社会教育課長

整備すればできるようになると思いますが、過去に一度高野連に打診したところ、金木球場を予選会場にすることはできないという回答がありましたので、それ以降は金木球場を高校野球向けに整備するという計画はなくなりました。

○木村委員

会場が遠いからということでしょうか。

○社会教育課長

かなり昔の話ですが、当時の回答としては遠いというよりも入場料の徴収が難しいといったように、会場が使いにくいということが理由でした。

○木村委員

使われなければもったいない球場なので、もう少し活用方法がないかと思い質問させていただきました。

次に56ページの事業番号64、学校給食センターの事業ですが、児童生徒数がかなり減っているということですが、前年度の当初予算と比較して、令和4年度の当初予算では230万円程度しか減っていませんが、最新の児童生徒数で計算した予算措置でしょうか。

○学校給食センター所長

この事業の経費は、賄材料費のほかに給食用の容器代や非常食用として救急用の食材等も含まれておりますので、単純に児童生徒数での計上という訳ではございません。

○教育長

ほかにございせんか。

○丁子谷委員

市議会での質問で、つがる克雪ドームの屋根の破損による補修という答弁があるが、直近の大規模改修で全て修繕したのではないのですか。

○社会教育課長

大規模改修では、屋根を張っているワイヤーをくるんでいるものが外れており、ワイヤーがむき出しになっていたものを納め

るという改修を行いました。今回の補修というのは今年1月の雪害により屋根が破けたことによるものです。
3月16日から3日間かけて応急処置を行っており、7月か8月に破けた箇所を1本張り替える予定です。

○丁子谷委員

大規模改修を行ったのに直っていない箇所があったのかと思いました。

○木村委員

ちなみに張り替えにはいくらぐらいかかるものですか。

○社会教育課長

1億3千万円ほどになりますが、雪害のため保険の対象になります。全額認められるかどうかはこれからの交渉によるところです。

○丁子谷委員

もう一度野球場についてですが、過去に大学野球の会場として中泊町の中泊運動公園野球場が使われていたこともあったので、使ってもらえれば使用料も入ってきますので、高校野球だけに限らず広く利用してもらうように周知してもらいたいと思います。

○教育長

ありがとうございました。そのようにしたいと思います。
ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは質疑を終結いたします。
採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第8、議案第9号「五所川原市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」を議題といたします。

本件について、担当より説明願います。

○学校教育課長

議案第9号「五所川原市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○木村委員

こちらの規則は労働基準監督署の指導により作られているものですが、このような数字を設定しなければいけないくらい残業をしている状況だと考えると一般企業よりも大変だと感じます。

先生の給料のことは私達はよくわかりませんが、残業手当はつくものですか。

○学校教育課長

教員には残業という概念がなく、その代わりに給料月額の4パーセントに相当する教職調整額が支給されております。

この規則については、法令に基づいて設定しなければならないといった、文部科学省の指針に基づいているものですので、学校と教育委員会と協力して教員の時間外労働時間の削減に努めてまいりたいと思います。

○木村委員

時間外勤務についての文言や数字をはっきりしなさいと指導があったと思いますが、この数字を見ると先生は大変だなと感じたので質問させていただきました。

あと、学校での監督者は校長先生か教頭先生だと思いますが、監督するためには一番早く登校する必要があるかと思いますが、監督者は何時に学校に来ているものですか。

○教育長

市内の小中学校全てにタイムカードでの勤怠管理システムを導入しておりますので、出勤簿代わりにはなりません、教職員の登校した時間、退校した時間が把握できるようになっております。

○丁子谷委員

先ほど4パーセントの手当がどうのという説明がありましたが、それによって時間外勤務の扱いが適当になっていたのではと思いますが、この規則を作ることでその手当はなくなるものですか。

○学校教育課長

4パーセントの教職調整額については変更ありません。そもそも残業という概念がないため、残業手当はありません。

○教育長

時間外勤務が1月に45時間であろうが何時間であろうが、これは残業時間ではないため残業手当というものは支給されません。

この規則は、どちらかという健康面、精神面といった部分で良い環境で仕事をしていただくために制定するものであります。教育現場でこれまで時間外勤務を申請するといった環境が遅れているのは、そこに金銭が発生しないためであります。

○木村委員

先生に残業手当はないのですね。残業手当があるものと考えていたので、監督者が必ず確認する必要があると思っていました。

○丁子谷委員

こういった規則を作るということは対価が発生するものと思っていました。それでは先ほどの4パーセントの手当で何とかしなさいということなのですね。

○教育長

また別な法律の縛りでいけば、「歯止め4項目」と呼ばれているものがあって、校外学習等の児童生徒の実習関連の業務、修学旅行等の学校行事関連の業務、職員会議、災害時等の緊急でやむを得ない業務、といった限られた4項目以外に校長が時間外勤務を命じることはできないことになっております。

だいぶ矛盾している部分が出てきているところですので、少なくともこの規則を作ることで教職員の健康の維持のために、管

理職を含め意識を変えていくという効果は期待できるのではないかと思います。

いろいろと考えていかなければならない要素があるということが確認できたと思いますのでよろしく申し上げます。
ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは質疑を終結いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第9、議案第10号「五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

本件について、担当より説明願います。

○教育総務課長

議案第10号「五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○丁子谷委員

学校教育課に子どもいじめ相談室という部署ができたということですが、学校教育課の人員は変わるのでしょうか。

○学校教育課長

子どもいじめ相談室に2名増員となります。詳しくは教育委員会職員の人事についての議案第13号で説明いたします。

○教育長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは質疑を終結いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第10、議案第11号「五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

本件について、担当より説明願います。

○教育総務課長

議案第11号「五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは質疑を終結いたします。
採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に日程第11、議案第12号「五所川原市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。
本件について、担当より説明願います。

○社会教育課長

議案第12号「五所川原市文化財保護審議会委員の委嘱について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは質疑を終結いたします。
採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。
次に追加議案として日程第12、議案第13号「五所川原市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。
本件について、担当より説明願います。

○教育総務課長

○学校教育課長

議案第13号「五所川原市教育委員会職員の人事について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは質疑を終結いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

以上をもって、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

その他として、何かございませんか。

○楠美委員

以前、中学校ではツーブロックは禁止という件で質問させていただきましたが、先日、中央小学校の卒業式に出席したところ、前の日にツーブロックにしてきたかのような生徒が多数いましたが、もうすぐ中学生なのにツーブロックにしていたので、中学校では禁止ということがしっかり伝わっているのでしょうか。

○学校教育課長

入学説明会のときに学校から児童、保護者へ伝えているかと思しますので、小学校最後ということでわかったうえでツーブロックにして、中学校の入学式までには改めて頭髪を整えてくるものと思います。

○教育長

小学校の女子でも、これが最後だということで卒業式に髪を染めていた子はいましたが、中学校入学までには戻っているだろうと思います。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、本日の日程は全て終了しました。

これにて令和4年五所川原市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。

午後3時17分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年3月24日

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

五所川原市教育委員会委員 1番 丁子谷 悟

五所川原市教育委員会委員 4番 楠 美 恭 寛

会議の書記 教育総務課長 永 山 大 介